

No.1 ○豊明市議会定例会6月定例会議会会議録(第5号)

平成25年6月14日

1. 出席議員

1番 川上 裕 議員	2番 毛 受 明 宏 議員
3番 近 藤 千 鶴 議員	4番 近 藤 善 人 議員
5番 近 藤 恵 子 議員	6番 藤 江 真 理 子 議員
7番 近 藤 郁 子 議員	8番 三 浦 桂 司 議員
9番 一 色 美 智 子 議員	10番 杉 浦 光 男 議員
11番 早 川 直 彦 議員	12番 山 盛 左 千 江 議員
13番 平 野 龍 司 議員	14番 平 野 敬 祐 議員
15番 村 山 金 敏 議員	16番 安 井 明 議員
17番 月 岡 修 一 議員	18番 堀 田 勝 司 議員
19番 前 山 美 恵 子 議員	20番 伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浜 島 吉 孝 君	議事課長	石 川 晃 二 君
議事課長補佐	馬 場 秀 樹 君	議事課主査	花 井 悟 之 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	行政経営部長	伏 屋 一 幸 君
市民生活部長	石 川 順 一 君	健康福祉部長	原 田 一 也 君
経済建設部長	横 山 孝 三 君	消防長	成 田 泰 彦 君
教育部長	津 田 潔 君	企画政策課長	小 串 真 美 君
財政課長	吉 井 徹 也 君	総務防災課長	相 羽 喜 次 君
高齢者福祉課長	浅 田 利 一 君	保険医療課長	加 藤 賢 司 君
都市計画課長	堀 田 彰 君	環境課長	土 屋 正 典 君
会計管理者	深 谷 義 己 君	監査委員事務局長	阪 野 正 男 君
兼出納室長			

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 42 号 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の制定について

議案第 43 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

(2) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託

議案第 44 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等のご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より議案第 44 号の追加提案がありましたので、本日の日程に組み入れることとし、提案説明及び質疑を行った後、所管の福祉文教委員会に付託することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 42 号及び議案第 43 号の2議案を一括議題といたします。

議案質疑については、通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は同一議員

につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は、挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に沿って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても、答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第 42 号については、通告がありますので、発言を許可いたします。

早川直彦議員。

No.5 ○11番(早川直彦議員)

議案第 42 号 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の制定についてお聞きします。

まず、13 条の「別表に定める照明施設使用料を利用許可を受けたときに納付しなければならない。」とありますが、誰に対して納付しなければならないものなのでしょうか。

もう一点、13 条の2、「前項に規定する照明施設使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。」とありますが、誰が減免をするのでしょうか。

また、これは元法となる豊明市立学校照明施設条例の第4条、使用料の減免なんです、「使用料は市長が特別な理由があると認めるときは減免することができる。」と、元法ではなっております。

この辺が変わったということで、非常にわかりにくいですので、わかりやすく説明してください。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.7 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、順次お答えしてまいります。

まず1点目の、第 13 条の誰に対して納付するかでございますが、これは市長に対して使用料を納付することになります。

そして2点目、13 条第2項の教育委員会が特別な理由がある場合云々とありますが、これは第 13 条の2項の規定の解釈で、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、市長は減免することができるというふうに条文で考えております。したがって、市長が減免いたします。

そして3点目の、元法の、以前の条例との違いでございますが、市長が最終的に減免を認めるということですので、趣旨、意味合いは同じでございます。

以上です。

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.9 ○11番(早川直彦議員)

再質問させていただきますが、13条の2の関係、まあ13条も含めてなんですが、これは18条に「8条から12条までの規定中『教育委員会』とあるのは『指定管理者』と、第14条中『市長』とあるのは『指定管理者』と読み替えるものとする。」とありますので、これは利用者さんは市民の方とか団体の方ですので、なぜ、ここに13条のこの規定は入れなかったのか。やっぱり明確にする必要があったのかどうか、検討しなかったのか。

あと、もう一点なんですが、13条の「別表に定める照明施設利用料を利用許可を受けたときに」と書いてありますが、「を」が連続するんですが、こういうふうな条例にした理由なり、いきさつをお聞かせください。

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.11 ○教育部長(津田 潔君)

それでは1点目の、13条に市長をというふうに入れずに、18条で読み替え規定がないということで、少しお話いたしますが、まあ市長と条文中に表記しなかったことは、本年3月の条例改正、福祉体育館体育施設の条文改正を行いましたときに、そちらのほうも市長というふうに明記しておりませんでしたので、今回も整合性を合わせるために市長という文言を抜いたものでございます。したがって、13条は読み替え規定になっておりません。

そして2点目の、13条1項の「を」、「を」という接続詞が続くというご指摘ですが、これの表現がおかしいというふうにおっしゃられると思うんですが、「照明施設使用料を」というところで1回切りまして、それで次に、これを受けまして、「利用許可を受けたとき」という一文で続けて解釈といいますか、文章をつなげていただきますと、「照明施設使用料を受けて利用許可を受けたときに」というふうな流れになるというふうに条文をつくりましたので、ご理解ください。

以上です。

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、早川直彦議員の質疑を終わります。

以上で議案第 42 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 43 号については通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案2件については、豊明市議会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、6月 27 日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.13 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました議案2件については、6月 27 日までを審査期限といたします。

以上で日程1を終わります。

日程2、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託に入ります。

議案第 44 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.14 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第 44 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算書(第2号)についてご説明をいたします。

この議案につきましては、本日追加で上程をさせていただくものでございまして、このたび、愛知県の補助金事業でございます風しんワクチン接種緊急促進事業が急遽、この5月 29 日に施行されたことに伴うものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 306 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 178 億 6,443 万 3,000 円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

4款 衛生費、1項2目 予防費の予防接種事業、任意予防接種費用助成金の 306 万円の増額でございます。

風疹の流行状況を踏まえ、特に重篤な影響を及ぼす可能性のある妊婦への感染の拡

大を防止する観点、さらに先天性風疹症候群の発生を抑えるための風疹ワクチンの予防接種費用の助成 306 万円でございます。

対象者は、妊娠を予定または希望している女性とその夫、また現在、妊娠している方の夫、合計 612 名に上限 5,000 円を助成するものでございます。

愛知県補助基準は助成期間が6月1日からでございますが、本市につきましては、4月1日からの遡及適用を予定しております。

さらに、妊婦の夫につきましては、本市独自で対象のほうを拡大をさせていただいております。

続いて、歳入のご説明をいたしますので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。

14 款 県支出金、2項3目 衛生費県補助金、風しんワクチン接種緊急促進事業補助金 108 万円は、風疹ワクチンの予防接種費の助成に対するものとなっております。

県費対象者でございます妊娠を予定、または希望している女性とその夫の接種上限額が 5,000 円でございます。その 432 名分、216 万円になりますが、これの補助率2分の1ということで 108 万円でございます。

その下段、18 款 繰越金、1項1目 繰越金の 198 万円は、前年度繰越金でございます。

現在、出納整理期間を過ぎ決算作業に入っておりますが、概算では実質収支は 12 億 6,700 万円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

No.15 ○議長(伊藤 清議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、議案第 44 号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 44 号は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、所管の福祉文教委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案1件については、豊明市議会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、6月 27 日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.17 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました議案1件については、6月27日までに審査期限といたします。

以上で日程2を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は6月27日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時12分散会

copyright(c) Toyoake City.